

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則

事業者設定基準届出書

沖縄販販企発第 23 号

令和 6 年 7 月 26 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第 6 条第 3 項の規定により、別紙
のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別紙)

別表第2 3. (2) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 3. (2) に規定する基準

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

託送収益

その他託送収益 料金収入比

電気事業雑収益 料金収入比

2. 設定した基準

別表第2 3. (2) に規定する電気事業雑収益の特定需要部門及び一般需要部門への配分については、別表第2 3. (2) に規定する基準によらず、次の基準により収益として整理する。

	配 分 基 準
アンシラリーサービス料	一般需要部門へ直課
事業税（再エネ交付金に係るものに限る）	特定需要・一般需要外部門へ直課
インバランスリスク料相当額（認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気	発受電量比

の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。)	
インバランスリスク料相当額（認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものを除く。）	特定需要・一般需要外部門へ直課
調整力確保費用（認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電	発受電量比

事業者に対して電気を供給している場合に限る。)又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。)	
調整力確保費用（認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る	特定需要・一般需要外部門へ直課

る電気の量の見込みを設定しているときに係るものを除く。)	
電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金	特定需要部門および一般需要部門へ直課

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益のうちアンシラリーサービス^(※)料は、一般需要部門に係る収益であるが、別表第2 3. (2)の基準に基づき配分すると、特定需要部門にも整理されるため、別表第2 3. (2)の基準によらず、一般需要部門へ直接整理する上記の基準を設定することとした。

事業税（再エネ特措法交付金に係るものに限り）・インバランスリスク料・調整力確保費用については、FIT 会計処理見直しに伴い、電気料金雑収益に整理されることとなったが、別表第2 3. (2)の基準に基づき配分すると料金収入比での配分となってしまうため、従来と同様に整理にするため、上記の基準を設定した。

電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金については、電気事業雑収益に整理されるが、別表第2 3. (2)の基準に基づき配分すると料金収入比での配分となってしまうところ、特定需要部門および一般需要部門それぞれに整理することが適当であるため、上記の基準を設定した。

(※) アンシラリーサービスとは、電源・送配電ネットワークが一体となり、瞬時瞬時の需要と発電出力のバランスを維持することにより、周波数を基準周波数に維持すること。

別表第2 5. (1) ③ に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 5. (1) ③に規定する基準

5. 2. により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定高压需要電灯料」という。））、電灯料（特定低压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定低压需要電灯料」という。））、電力料（特定高压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定高压需要電力料」という。））及び電力料（特定低压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定低压需要電力料」という。））を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

(1) 次の額及び値を算定すること。

③ 当該特定高压需要電灯料及び当該特定高压需要電力料について、小売料金算定規則第4 1条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

2. 設定した基準

当該特定高压需要電灯料及び当該特定高压需要電力料について、託送料金算定規則第3 2条第1項の規定により行ったとみなされる増額及び減額により得られた額を合計した額

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「小売料金算定規則第4 1条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額」は、小売料金算定規則第4 1条における小売料金算定規則第1 8条第1項及び第3項、第1 9条第7項、第3 6条第6項、第3 2条第2項、第3 3条第7項、第3 9条第6項、第3 5条第7項又は第3 8条第7項の規定により設定した特定小売料金に増減される金額であるが、当該規定にもとづく料金設定を行っていないため、別表第2 5. (1) ③に定める基準からは、この額を算定することができない。

このため、小売料金算定規則第4 1条は、託送料金算定規則第3 2条第1項の規定に基づき算定された額により増額又は減額を行うこととしていることから、上記の基準を設定した。

別表第2 5. (1) ④ に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 5. (1) ④に規定する基準

5. 2. により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定高压需要電灯料」という。））、電灯料（特定低压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定低压需要電灯料」という。））、電力料（特定高压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定高压需要電力料」という。））及び電力料（特定低压需要に係るものに限る。以下この5. において「特定低压需要電力料」という。））を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

(1) 次の額及び値を算定すること。

④ 当該特定低压需要電灯料及び当該特定低压需要電力料について、小売料金算定規則第4 1条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

2. 設定した基準

当該特定低压需要電灯料及び当該特定低压需要電力料について、託送料金算定規則第3 2条第1項の規定により行ったとみなされる増額及び減額により得られた額を合計した額

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「小売料金算定規則第4 1条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額」は、小売料金算定規則第4 1条における小売料金算定規則第1 8条第1項及び第3項、第1 9条第7項、第3 6条第6項、第3 2条第2項、第3 3条第7項、第3 9条第6項、第3 5条第7項又は第3 8条第7項の規定により設定した特定小売料金に増減される金額であるが、当該規定にもとづく料金設定を行っていないため、別表第2 5. (1) ④に定める基準からは、この額を算定することができない。

このため、小売料金算定規則第4 4条は、託送料金算定規則第3 2条第1項の規定に基づき算定された額により増額又は減額を行うこととしていることから、上記の基準を設定した。

(別紙)

別表第2 6. (2) ②に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (2) ②に規定する基準

6. 2. により各欄に整理された額のうち、3. から5. までの掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(2) 一般管理費（(1) により整理されたものを含む。以下この(2) において同じ。）を、次の方法により、8部門に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難い費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

別表第3

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

2. 設定した基準

別表第2 6. (2) ②に規定する一般管理費の8部門への配分については、別表第2 6. (2) ②に規定する基準によらず、次の基準により8部門の費用として整理する。

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料（直課分以外）	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	
	機械賃借料（直課分以外）	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比

委託費	清掃業務		各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
	警備業務		各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
	業務機械化関係委託費	直課された各部門人員数比	
	その他委託費	—	直課された各部門委託費比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち機械賃借料（直課分以外）並びに委託費のうち業務機械化関係委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数との関係があると考えられることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

また、配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を8部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」および「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

(別紙)

別表第2 6. (6) ③ 6) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (6) ③ 6) に規定する基準

5) の整理により難い費用を、別表3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理すること。

別表第3

		活動帰属基準	配賦基準
委託費		—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

別表第2 6. (6) ③ 6) のネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用への配分については、別表第2 6. (6) ③ 6) に規定する基準によらず、次の基準により整理する。

		活動帰属基準	配賦基準
委託費	コールセンター関連費用 (本島)	電話受付数比	—
	その他委託費		各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

委託費のうちコールセンター関連(本島)委託費については、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる、「電話受付数比」を設定することとした。

別表第2 6. (7) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (7) に規定する基準

(7) (1) から (6) までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この (7) 、 (8) 及び (14) において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この (7) 、 (8) 及び (15) において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この (7) において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

2. 設定した基準

非離島等供給費用に整理するもののうち、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法交付金相当額及び再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）であって、再生可能エネルギー電気特措法に基づき一般送配電事業者が購入、販売したものについては、送配電関連費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

他社購入電源費及び他社販売電源料のうち、2. に掲げるものについては、再生可能エネルギー電気特措法に基づき一般送配電事業者が購入及び販売したものであるため、送配電関連費用に整理すべきものと考えられるが、別表第2 6. (7) に規定する基準に基づき配分した場合、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して配分すると「送配電非関連費用」に整理されることとなることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

別表第2 6. (7) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (7) に規定する基準

(7) (1) から (6) までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この (7) 、 (8) 及び (14) において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この (7) 、 (8) 及び (15) において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この (7) において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

2. 設定した基準

非離島等供給費用に整理するもののうち、非化石証書購入費及び非化石証書販売収益については、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費への配分を行わず（又は発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案した配分は行わず）、送配電非関連費用に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2. に掲げるものについては、発電原動力の種別及び発生的主要原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

(別紙)

別表第2 6. (8)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (8)に規定する基準

(8) (7)により整理された送配電関連費用(配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。)を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用(以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。)、販売電力量によって変動する送配電関連費用(以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。)に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用(非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。)を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第22条又は旧小売料金算定規則第19条の5において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用(以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第22条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第6条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

送配電関連固定費用または送配電関連可変費用の配分基準

	配 分 基 準
給料手当(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費用に整理する。
給料手当振替額(貸方)(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費用に整理する。
雑給(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費用に整理する。
消耗品費(環境対策費を除く。)	送電費、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、高圧配電費用、低圧配電費用およびネットワーク給電費用は、送配電関連固定費用と送配電関連可変費用

	の割合が一对一となるように整理する。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
委託費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
養成費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
諸費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
他社購入電源費（再生可能エネルギー電気特措法交付金相当額及び再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再生可能エネルギー電気特措法交付金相当額に係るものを除く。）を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費用に整理する。
建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法に基づき一般送配電事業者が販売した電気のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費用に整理する。
電気事業財務費用（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費用に整理する。
電気事業財務費用（環境対策費に限る。）	送配電関連可変費用に整理する。
アンシラリーサービス費用	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電関連費用について、別表2-6.(8)の規定により、送配電関連固定費用又は送配電関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記の基準を設定した。

別表第2 6. (8)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (8)に規定する基準

(8) (7)により整理された送配電関連費用(配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。)を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用(以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。)、販売電力量によって変動する送配電関連費用(以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。)に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用(非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。)を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第22条又は旧小売料金算定規則第19条の5において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用(以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難しいときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第22条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第6条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準

	配 分 基 準
給料手当(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
給料手当振替額(貸方)(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
雑給(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
消耗品費(環境対策費を除く。)	火力発電費(アンシラリーサービス費用及び環境対策費

	を含む) については、固定費用と可変費用の割合が一对一となるように整理する。 新エネルギー等発電費用および非ネットワーク給電費用は、送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一对一となるように整理する。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
委託費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。

養成費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
諸費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
他社購入電源費（再生可能エネルギー電気特措法交付金相当額及び再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再生可能エネルギー電気特措法交付金相当額に係るものを除く。）を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理する。
建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く）	送配電非関連固定費用に整理する。
他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理する。
電気事業財務費用（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に整理する。
電気事業財務費用（環境対策費に限る。）	送配電非関連可変費用に整理する。
非アンシラリーサービス費用	非離島等供給に係る火力発電費のうちの固定費（環境対策費を除く）からアンシラリーサービス費用のうち送配

	電関連固定費に整理するものを差し引いた額を送配電非関連固定費用、非離島等供給に係る火力発電費のうちの可変費（環境対策費を含む）からアンシラリーサービス費用のうち送配電関連可変費に整理するものを差し引いた額を送配電非関連可変費用に整理する。
--	---

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表2 6.（8）の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記の基準を設定した。

(別紙)

別表第2 6. (11)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 6. (11)に規定する基準

(11) (5)及び(6)により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理し、(6)により整理された非ネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

別表第2 6. (11)に掲げる配電需要家費用のうち、需要家設備関連費用は、設備の差異、費用の発生の原因等を反映し整理する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、計器に係る費用および屋内配線の調査・測定に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に直課し、高圧需要に整理された費用については、高圧需要の口数の合計のうちに特定需要の口数の占める割合により配分した額を特定需要に、それ以外の額を非特定需要に整理し、低圧需要に整理された費用については、低圧需要の口数の合計のうちに特定需要の口数の占める割合により配分した額を特定需要に、それ以外の額を非特定需要に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

配電需要家費用のうち需要家設備関連費用については、需要規模、契約等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとにより適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

(別紙)

別表第2 8. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第2 8. に規定する基準

8. 法人税等（法人税，地方法人税，法人税割及び法人税等調整額に限る。）を，5. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等の配分については，各部門に整理された税引前当期純利益または税引前当期純損失の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益または税引前当期純損失の占める割合により行うものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

各部門に整理された税引前当期純利益または税引前当期純損失の状況を踏まえた，より適切な整理を行うため，上記基準を設定した。